

次のとおり、一般競争入札について公告します。

令和8年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 ノート型パソコン他一式の賃貸借及び保守業務委託
- (2) 履行場所 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
(川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎4階)
- (3) 履行期間 令和8年9月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 委託概要 現在、埋蔵文化財関連業務で生じる図面作成等の作業は非効率的な手作業によって行われており、職員の大きな負担となっている。この課題を解決するため、史跡・埋蔵文化財班では特殊な画像処理ソフトおよびイラスト作成・編集ソフト、そしてそれらを円滑に使用するためのパソコン・スキャナのリース契約を行うこととする。
※詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託者有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」で登載されていること。
- (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品を契約締結後、確実に納入することができること。
- (5) 過去5年間に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札申込書は、3（1）の場所で配布しています。また、文化財課ホームページに掲載しています。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局生涯学習部文化財課 担当 石井 一樹

電話：044-200-0403

E-mail：88bunka@city.kawasaki.jp

(2) 資料の閲覧・配布・提出期間

令和8年6月22日（月）から令和8年6月29日（月）までとします。

（午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加入札参加申込書

イ 2（5）に該当する雇用関係を証明できる書類

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。また、書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

(4) 提出方法 持参

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により送付します。

(2) 交付日

令和8年7月1日（水）までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和8年7月2日（木）から7月3日（金）までとし、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとします。

(2) 質問方法

「質問書」により、3（1）の問い合わせ先まで持参又は電子メールにて提出してください。なお、電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を担当までご連絡ください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、3（1）の場所で配布しています。また、市HPからダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和8年7月6日(月)までに、入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メールまたはFAXにて送付します。

なお、質問がなかった場合には、連絡はしません。また、回答後の再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札書の提出方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和8年7月10日(金) 午前10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所復元棟301会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3 (1) と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。